

# 大町市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

平成30年7月27日

大町市農業委員会

## 第1 基本的な考え方

農業委員会に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須業務として、明確に位置づけられた。

大町市においては、北アルプスから豊富な水を利用した米作りが基幹をなしてきた。しかし、当市の農業は、平地と中山間地域が混在しており、それぞれの地域によって農地の利用状況や営農類型が異なっており、地域の実態に応じた取組みを推進し、それに向けた対策の強化を図ることが求められている。

特に中山間地域においては、遊休農地の発生防止・解消が喫緊の課題でとなっているほか、全地域を通じて担い手への農地利用の集積・集約においては農地中間管理事業を活用しながら取り組んでいく必要がある。

以上の観点から、地域の特性を生かしながら活力ある農業・農村を築くため、法第7条1項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、担当地区ごとの活動を通じて、「農地利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、具体的な取組みを以下のとおり定める。

なお、この指針は、「農林水産業・地域の活力創造プラン」（平成25年12月10日農林水産業・地域の活力創造本部決定）で「今後10年間で、担い手の農地利用が全農地の8割を占める農業構造の確立」とされたことから、それに合わせて平成36年を目標とし、農業委員及び推進委員の改選期である3年ごとに検証・見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会事務の実施状況等の公表について」（平成28年3月4日付け27経営第2933号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「目標及びその達成に向けた活動計画」のとおりとする。

## 第2 具体的な目標と推進方法

### 1 遊休農地の発生防止・改称について

#### (1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積 (A)	遊休農地面積 (B)	遊休農地の割合 (B/A)
現 状 (平成 30 年 3 月)	2,853ha	54ha	1.8%
3 年後の目標 (平成 33 年 3 月)	2,800ha	50ha	1.7%
目 標 (平成 36 年 3 月)	2,650ha	40ha	1.5%

#### (2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

##### ①農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

- ・農業委員と推進委員による農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 30 条 1 項の規定による利用状況調査（以下「利用状況調査」という。）と同法第 32 条第 1 項の規定による利用意向調査（以下「利用意向調査」という。）の実施について協議・検討し、調査の徹底を図る。それぞれの調査時期については、「農地法の運用について」（平成 21 年 12 月 11 日付け 21 経営第 4530 号、21 農振第 1598 号農林水産省経営局長・農村振興局長連盟通知）に基づき実施する。なお、従来から農地パトロールの中で行っていた、違反転用の発生防止。早期発見等農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、利用状況調査の時期にかかわらず、適宜実施する。
- ・利用意向調査結果を踏まえ、農地法第 34 条に基づく農地の路用関係の調整を行う。
- ・利用状況調査と利用意向調査の結果は、速やかに「農地情報公開システム（全国農地ナビ）」に反映し、農地台帳の正確な記録の確保と公表の迅速化を図る。

##### ②農地中間管理機構との連携について

利用意向調査の結果を受け、農家の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸付手続きを行う。

##### ③非農地判断について

- ・利用状況調査と同時に実施する「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」によって、B 分類（再生利用困難農地）に区分された荒廃農地については、現況に応じて速やかに「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確化する。
- ・B 分類に区分された荒廃農地のほか、営農条件が悪く耕作に適さない農地で、周辺農地に支障を生ずる恐れがない場合は、農用地域からの除外も視野に入れ関係機関に意見する。

### 2 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積 (A)	集積面積 (B)	集積率 (B/A)
現 状 (平成 30 年 3 月)	2,853ha	1,133ha	39%
3 年後の目標 (平成 33 年 3 月)	2,800ha	1,233ha	44%
目 標 (平成 36 年 3 月)	2,650ha	1,235ha	46%

	総農家数 (うち主業 農家数)	担 い 手		
		認定農業者		認定新規 就農者
		個 人	法 人	
現 状 (平成 30 年 3 月)	1,760 戸 (91 戸)	85 経営体	13 経営体	2 経営体
3 年後の目標 (平成 33 年 3 月)	1,500 戸 (90 戸)	71 経営体	13 経営体	2 経営体
目 標 (平成 36 年 3 月)	1,450 戸 (88 戸)	72 経営体	15 経営体	2 経営体

参考：担い手の育成・確保

注) 現状の総農家数(うち主業農家数)は、2015年農林業センサスの数値

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

① 「人・農地プラン」の作成・見直しについて

農業委員会は、各地域における人と農地の問題解決のため、「地域における農業者等農業者の意思と地域の資源に照らした実現可能性のある「人・農地プラン」の作成と見直しに協力する。

② 農地中間管理機構等との連携について

- ・ 農業委員会は市、農地中間管理機構、農協等と連携し、(ア)農地中間管理機構に貸付けを希望する復元可能な遊休農地、(イ)経営の廃止・縮小を希望する高齢農家等の農地、(ウ)農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行う。
- ・ 農地中間管理機構の重点地域に指定される地区においては、農業委員と最敵化推進委員が協力し合い、さらなる推進活動を展開する。

③ 農地の利用調整と利用権設定等について

管内の地域の農地利用状況を踏まえ、担い手の意向を踏まえた農地の利用調整・交換と

利用権の再設定を推進する。

また、耕作放棄地を解消するための活動や不在地主等への指導の実施、認定農業者への農地流動化情報を提供し、農用地利用集積活動を行う。

④農地の所有者等を確知することができない農地の取扱い

農地の所有者等を確知することができない農地については、公示手続きを経て県知事の裁定で利用権設定ができる制度を活用し、農地の有効利用に努める。

⑤農業委員会のフォローアップ活動について

- ・農業委員会が年2回発行する広報紙「大町市農業委員会だより」に、農地流動化情報をはじめとする農地利用集積に向けた記事を掲載する。
- ・定住促進対策としては、農地付き空き家の斡旋について、市の定住促進係と連携した新規就農者等の促進を図る。

### 3 新規参入の促進について

#### (1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数(個人) (新規参入者取得面積)	新規参入者数(法人) (新規参入者取得面積)
現 状 (平成30年3月)	2 経営体 (1 ha)	0 法人 ( ha)
3年後目標 (平成33年3月)	3 経営体 (3 ha)	1 法人 (5 ha)
目 標 (平成36年3月)	3 経営体 (5 ha)	2 法人 (10 ha)

注：新規参入については、現状の担い手農家等の数や遊休農地等の発生状況等を考慮しながら、農業委員会の区域内に必要な経営体数を試算する。また、親元就農は除く。

#### (2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

①関係機関との連携について

- ・都道府県・全国の農業委員会ネットワーク機構、農地中間管理機構と連携し、管内の農地の借入意向のある認定農業者及び参入希望者（法人を含む。）を把握し、必要に応じて現地見学や相談会を実施する。
- ・若年層の新規参入の促進を図る必要があるため、新規参入者からの相談に応じ、農業委員及び推進委員が農地をあっせんするなど、地域で円滑に就農できるようアドバイスする。
- ・企業も地域の担い手になり得る存在であることから、積極的に企業参入の推進を図る。

### 第3 大町市の農業の活性化に向けた農業委員会の諸施策

- (1) 農業委員及び推進委員が連携し、集落営農組織の強化や担い手育成等の市の事業に協力することを通して、耕作放棄地発生を防止し農地の有効活用を図る。
  - (2) 農業委員及び推進委員から趣意書を募り、農業者の利益を守るための必要事項を総会に諮り、関係機関へ要請活動を行う。
  - (3) 大町市空き家情報登録制度(空き家バンク)における遊休農地解消と新規参入者の促進活動を図る。
- ・ 農業委員会の区域内において、農地法第3条第2項第5号の規定による大町市の農地について、別断面積が設けられている。近年の空き家の増加に伴い、空き家所有者名義の農地の遊休農地化が懸念されることから平成20年11月18日付け告示第75号「大町市空き家情報制度」に係る空き家に付随する農地を、農業委員会より農地の指定を受けることにより、農地取得の下限面積を1アール以上とし、市外等からの定住促進・農業への新規参入を促進する。